

# パソコン経理実践科



即戦力となる知識を学び、早期就職を目指しましょう！

## 受講生募集

### 募集期間

平成30年7月17日（火）  
～平成30年8月23日（木）

### 【受講料無料】

訓練期間：平成30年9月18日（火）  
～平成30年12月17日（月）

訓練終了後に取得できる資格

- ・マイクロソフト・オフィス・スペシャリスト(Excel)
- ・日商簿記3級
- ・電子会計実務検定3級

当校で受験出来ます(任意)【日商簿記は除く】

この訓練では、経理事務に欠かせない簿記会計/給与知識をはじめとして、パソコンには欠かせない、ワープロ文書作成・表計算によるデータ活用・プレゼンテーション資料作成を習得し、幅広い業種の即戦力となる能力を身に付けます。

当校では、要望に応じ時間外の自習も対応しますので、資格取得を経て、早期就職を目指しましょう。

【選考日】 ▶平成30年8月29日(水)

【選考方法】 ▶個人面接

【時間】 ▶後日連絡

【持ち物】 ▶申込時に手渡した書類

【場所】 ▶システムインナカゴミ甲府昭和校  
中巨摩郡昭和町西条43-3  
☎055-275-9821

(裏面地図参照)

【結果通知日】 ▶平成30年9月3日(月)



訓練期間 時間	平成30年9月18日(火)～平成30年12月17日(月)【3か月間】 9:00～15:50(1日6時間講習) ※お昼休憩1時間、土・日・祝祭日はお休み(その他月曜休みあり)
対象者	ハローワークに求職申込している方 ※原則として雇用保険受給資格のない方、受給が終了した方
定員	15名
訓練実施 場所	システムインナカゴミ甲府昭和校 中巨摩郡昭和町西条43-3 駐車場(無料) 駐車台数 15台
費用	受講料無料・テキスト代 4,320円・検定料(希望者自己負担)

**訓練目標**：企業の経理事務業務を担当出来る実務レベルまでの知識・技能を身に付ける。また文書作成・表計算・プレゼンテーション知識を習得し、OA事務員として即戦力となる能力を修得する。

科目		科目の内容
学科	就職支援	ジョブカード・履歴書・職務経歴書作成支援、面接対策の重要性
	コンピュータ知識	コンピュータの操作知識・OSの構成、各装置の働き、トラブル対応
	ビジネス文書知識	ビジネス文書の種類、社内文書・社外文書の特徴、文書構成、作成の留意点
	簿記会計処理知識	会計処理基礎知識、仕訳(商品売買、現・預金、手形、貸付、借入、有価証券、その他の債権債務、消耗品、貸倒、固定資産・減価償却、租税公課、資本、繰延べと見越し、訂正仕訳)
	給与処理知識	給与計算と所得税、社会保険の概要
	安全衛生	VDT作業における労働衛生管理のガイドライン(VDT作業管理、健康管理)
実技	ネットワーク実習	ファイル共有、プリンタ共有、ブラウザの使い方、メール設定、セキュリティ
	ワープロ文書作成実習 (Wordソフト使用)	文書作成、文字書式、段落書式、グラフィック機能、地図作成、表のある文書、社内文書、社外文書の作成、チラシ作成
	表計算ソフト操作実習 (Excelソフト使用)	ワークシートへの入力、ワークシート設定、ワークシート編集、データの分析、アプリ間での共有、ページレイアウトの設定、ブック管理、テーブルの作成
	表計算データ処理実習	帳票類の作成(顧客リスト、売上集計表、申請書、見積書、請求書)
	簿記会計処理実習	各種帳簿記入、試算表、伝票制度、仕訳日計表、精算表と財務諸表(貸借対照表・損益計算書)、帳簿の締め切り、繰越試算表
	電子会計・給与計算実習	会計管理資料の作成、会計情報の読取、原始証憑からの伝票入力、給与明細表作成
	プレゼンテーション作成実習 (PowerPointソフト使用)	プレゼンテーション資料の作成、書式の設定、図・グラフの挿入、アニメーションの設定、スライドショーの設定と実行



訓練日数：52日間

### 職業訓練受講給付金

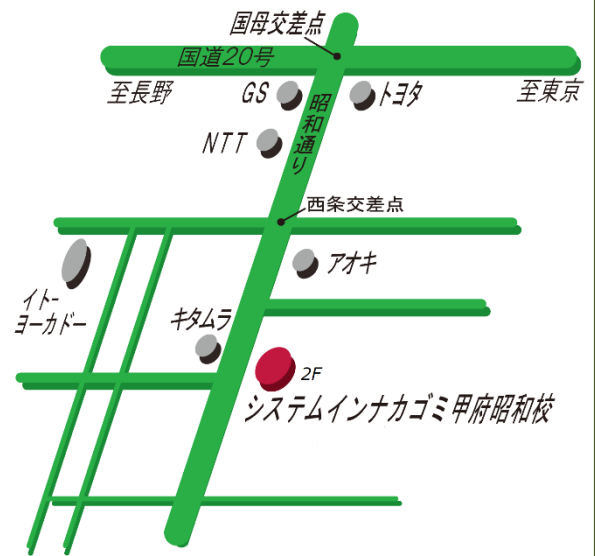
ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練等を受講する方が、一定の要件を満たす場合に支給されます(原則として最長1年)。以下の全てに該当する方が対象となります。

- ① 雇用保険被保険者ではない、また雇用保険の求職者給付を受給できない方
- ② 本人収入が月8万円以下の方
- ③ 世帯(※1)全体の収入が月25万円以下(年300万円以下)の方
- ④ 世帯(※1)全体の金融資産が300万円以下の方
- ⑤ 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない方
- ⑥ 全ての訓練実施日に出席する方(やむを得ない理由がある場合は8割以上の出席)
- ⑦ 訓練期間中～訓練終了後、定期的にハローワークに来所し職業相談を受ける方
- ⑧ 同世帯(※1)の方で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている方がいない方
- ⑨ 既にこの給付金を受給したことがある場合は、前回の受給から6年以上経過している方(※2)

(※1)同居又は生計を一にする別居の配偶者、子、父母が該当します。  
(※2)基礎コースに続けて実践コース又は公共職業訓練を受ける場合は6年以内でも対象となることがあります。

支給額(職業訓練受講手当)：月額10万円  
(通所手当)：通所経路に応じた所定の額

### 訓練実施場所



訓練内容のお問い合わせ先

URL <http://www.sin.co.jp/PcCollege/>

訓練実施機関 **株式会社 システムインナカゴミ**

〒409-3866 山梨県中巨摩郡昭和町西条43-3 電話 055-275-9821 FAX 055-275-8807 担当: 剣持